

議案第61号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

令和元年12月5日提出

天理市長 並 河 健

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例（平成2年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年9月天理市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「給料月額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員については、天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天理市条例第 号）第20条で定める報酬の額）」を加える。

(天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる

職員として採用された会計年度任用職員」を加える。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成9年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第8条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加える。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第28号から第53号までを次のように改める。

28	社会教育委員	日額	8,800	教育長の旅費相当額
29	公民館運営審議会の委員	日額	8,800	同上
30	文化財保護審議会の委員	日額	8,800	同上
31	スポーツ推進委員	年額	34,000	行政職給料表6級の職員 の旅費相当額
32	文化センター・市民会館運 営審議会の委員	日額	8,800	副市長の旅費相当額
33	民生委員推薦会の委員	日額	8,800	予算に定める範囲内の 額
34	障害支援区分判定審査会の 委員	日額	11,000	副市長の旅費相当額
35	休日応急診療運営協議会の 委員	日額	8,800	予算に定める範囲内の 額
36	国民健康保険運営協議会の 委員	日額	8,800	副市長の旅費相当額
37	介護認定審査会の委員	日額	11,000	同上
38	子ども・子育て会議の委員	日額	8,800	同上
39	環境審議会の委員	日額	8,800	同上
40	中小企業振興対策審議会の 委員	日額	8,800	同上
41	都市計画審議会の委員	日額	8,800	同上
42	土地区画整理審議会の委員	日額	8,800	同上
43	土地区画整理評価員	日額	8,800	同上
44	ラブホテル建築規制審議会 の委員	日額	8,800	予算に定める範囲内の 額
45	空家等対策協議会の委員	日額	8,800	同上
46	国民保護協議会の委員	日額	8,800	同上
47	防災会議の委員	日額	8,800	同上

48	水道水源保護審議会の委員	日額 8,800	同上
49	上下水道事業経営審議会の委員	日額 8,800	同上
50	いじめ・問題行動等対策委員会の委員	日額 8,800 (天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成29年3月天理市条例第14号)第12条第3号に規定する事務を行う場合は、日額11,000円)	同上
51	いじめ問題再調査委員会の委員	日額 11,000	同上
52	地方創生アドバイザー	日額 8,800	同上
53	その他非常勤の委員及び職員	日額8,800円を超えない範囲内で、任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要と認められた場合は、月額又は年額で定めることができる。	同上

別表中第54号から第58号までを削り、同表備考第3項中「、第29号、第32号、第33号、第35号から第54号まで及び第58号」を「、第28号から第30号まで及び第32号から第53号まで」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第

4号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給与等」を「、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当」に改め、同項各号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下次項において同じ。）の給与又は報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

（天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第9条 天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

1 職別の欄中「行政職給料表」とは天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）別表第1に定める行政職給料表を、「教育職給料表」とは同条例別表第2に定める教育職給料表をいう。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員は、行政職給料表1級の職員とみなす。

（天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第10条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該

勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員については、この限りでない。

第7条の次に次の2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- （1） 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- （2） 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

（天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与」を「給与等」に改める。

第1条中「給与」の次に「又は報酬及び費用弁償」を加える。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び同法」に改め、「占める職員（以下」の次に「これらを」を加える。

第18条の見出し中「臨時職員等」を「臨時職員」に改め、同条中「及び非常勤職員」を削り、同条の次に次の2条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬等）

第18条の2 パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員をいう。）については、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるところにより、報酬並びに特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員についての適用除外）

第18条の3 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条の2、第12条の3及び第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第13条及び第15条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び退職手当は、管理者が別に定めるところにより支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第5条の規定による改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係

る補償について適用する。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第10条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新たに採用される者の退職に係る退職手当について適用し、施行日前に採用された者の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 4 新条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者の施行日の前日を含む月以前における勤務した期間は、職員としての引き続いた在職期間に加算しないものとする。
- 5 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 6 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。